

令和3年琴平町告示19号

令和2年新型コロナウイルス感染症に係ることひら事業者応援金交付要綱を次のように定める

令和3年3月25日

琴平町長 片岡 英樹



ことひら事業者応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大に起因して、経営の安定に支障を生じている事業者に対し、予算の範囲内において交付することひら事業者応援金（以下「応援金」という。）に関し、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 応援金の交付の対象となる者は、町内で事業を行っている法人又は個人事業者、若しくは町内在住で町外で事業を行っている個人事業者であって次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 令和2年の年間事業収入（売上げ）が50万円以上ある者
- (2) 平成31年1月から令和元年12月までの合計売上げより令和2年1月から令和2年12月までの合計売上げが減少している者
- (3) 令和3年3月1日時点で事業を行っている事業者（個人事業者を含む。）で今後も事業の継続を目指している者
- (4) 市町村税を滞納していない者又は新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により、市町村税の滞納があり、徴収猶予の特例により猶予が認められている者

(申請期間)

第3条 申請期間は令和3年3月25日から令和3年4月30日までとする。

(応援金の額等)

第4条 応援金の額は、一事業所につき5万円とする。

2 応援金の支給回数は、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、第3条に定める申請期間内に、町長に提出しなければならない。

- (1) ことひら事業者応援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 委任状
- (3) その他町長が必要とする書類

2 町長は、前項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めた者に対し応援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定により応援金の交付を決定したときは、ことひら事業者応援金交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに付する条件を応援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(報告等)

第7条 町長は、必要があるときは、応援金の支給を受けた支給対象者に対し、この要綱に基づく応援金の支給に関して報告を求め、又は応援金の交付に関する帳簿、書類等の提出を求めることができる。

(応援金の返還)

第8条 町長は、応援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定を取り消し、既に交付した応援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類の偽造その他不正な手段により、応援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長の指示に従わないとき。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

ことひら事業者応援金認定申請書

令和3年 月 日

琴平町長 片岡 英樹 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

私は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、新型コロナウイルス感染症拡大に係ることひら事業者応援金の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 (1) 売上高等

令和元年(2019年)の売上げ

円

令和2年(2020年)の売上げ

円

3 令和3年3月1日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある。
どちらかに○をつけてください。

はい ・ いいえ

(留意事項)

- ① 本認定には、添付資料に基づく審査があります。
- ② 本認定には、申請期間がありますので、期間内に申込みを行ってください。
- ③ 申請期間が過ぎると、受付はできませんので、予めご了承ください。

委 任 状

令和3年 月 日

琴平町長 片岡 英樹 様

委 任 者

住 所

氏 名

印

私は、ことひら事業者応援金申請による納税証明閲覧の権限を琴平町に委任します。

委任事項

- ・ことひら事業者応援金申請による納税証明閲覧の一切の権限

様式第2号

琴観商第 号
令和 年 月 日

様

琴平町長 印

ことひら事業者応援金交付決定通知書

令和3年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、ことひら事業者応援金の規定により通知します。

1. 交付年度	令和 年度
2. 事業名	ことひら事業者応援金
3. 応援金給付予定金額	50,000 円
4. 交付条件	(1) 琴平町補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。
5. 備考	